

ID: 180

担当部署: 都市整備課

処分の概要	造成工場敷地に係る権利の設定・移転の承認		
法令名 根拠条項	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 第25条第1項		
法令番号	昭和33年法律第98号		
【基準】			
<p>法第25条第1項の規定による。</p> <p>(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)</p> <p>第25条 第19条第2項の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合</p> <p>(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</p> <p>(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合</p> <p>承認申請の手続は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則第6条の規定による。</p> <p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則第6条 (造成工場敷地に関する権利の処分の承認等)</p> <p>第6条 法第25条第1項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第3による申請書を施行者であつた者の長に提出しなければならない。</p> <p>2 施行者であつた者の長は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なくこれを審議し、承認又は不承認に関する別記様式第4又は第5による通知書を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日